

告 示

埼玉県告示第八百十九号

測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

加須市戸室地内（戸室地区）、日出安地内外（日出安地区）

四 作業期間

平成三十年七月三十日から平成三十年十月二十六日まで